

公募による募集株式の発行

1 意義

募集株式を発行する方法として、公募、第三者割当、株主割当の3種類があるといわれているが、会社法の規定上は、公募による募集株式の発行（公募増資）が原則形態となっているといえる。そこでまず、公募による発行の手続きを概観する。

また、公募発行の第1段階は、取締役会による募集事項の決定¹であるが、この点についてはすでに述べた。

2 会社による募集

(1) 総説

上場会社が公募により募集株式を発行する場合、証券会社等の金融商品取引業者を仲介業者として利用するのが通常であろう。さらには、いったんは金融商品取引業者が発行する株式すべてを取得したうえで金融商品取引業者が一般の投資家に売りさばく方法²が利用される。この買取引受けは、会社にとっては売れ残りリスクがないというメリットがあるといわれる。ただし、買取引受けは公募としての実質はあるものの、会社法上は金融商品取引業者を第三者とする第三者割当であるというのが判例である³。したがって、ここでは一応会社自身が公募するか、金融商品取引業者は仲介に徹する場合を想定する。

(2) 勧誘

募集株式の募集する場合で有価証券届出書（または発行登録、発行登録追補書類を含む。以下同様）の提出が必要な場合、その提出をしないと株式を引き受ける者を勧誘すること（有価証券の募集）ができない（金商法4 I）。投資家に直接勧誘する場合のみならず、増資説明会で口頭で説明すること、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等で広告を行うことも有価証券の募集に該当するとされている⁴ので、これらの行為も有価証券届出書を提出した後でないとできない。

金商法上の「有価証券の募集」に当たらず、有価証券届出書の提出が必要ない場合は、こうした勧誘規制は存在しないが、上場会社が公募で募集株式を発行する場合、常に「有価証券の募集」に該当すると考えられる。

募集株式発行事項が決定し有価証券届出書を提出した後、募集株式の引受けの申し込みをしようとする者に対して、会社は目論見書を交付する必要がある⁵。目論見書の記載事項

¹ 有利発行の場合は株主総会特別決議による決定である。

² 「買取引受け」という場合がある。金融商品取引業者により売りさばけなかった株式は、そのまま金融商品取引業者が保有することになる。

³ 最判昭和 50・4・8 民集 29-4-350。

⁴ 企業内容等開示ガイドライン（金融庁）4-1 参照。

⁵ 金商法上は有価証券を取得させる場合に、目論見書をあらかじめまたは同時に交付しなければならないと定める（金商法 15 II）が、こと、募集株式の発行に関しては、会社法上の問題があり、投資家が引受けの申込みをする前に目論見書を交付する必要がある（203 I、IV・同項は申込みを「しようとする者に対して」交付義務があると定める）。したがって、万一目論見書の交付が投資家の申込みに間に合わなければ、別途、申込前に i 会社の商号、ii 募集事項、iii 金銭

は、有価証券届出書記載事項のほとんどが記載される。

3 申込み

募集株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を株式会社に交付しなければならない（203Ⅱ）。

- i 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
- ii 引き受けようとする募集株式の数

実務上は、会社や金融商品取引業者が用意した株式申込証用紙に記載して会社または金融商品取引業者に交付することになる。この書面は、会社の承諾があれば電磁的記録でもよい（203Ⅲ）。

4 割当て

会社は、申込者の中から募集株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集株式の数を定めなければならない（204Ⅰ）。どの申込者に募集株式をどれだけ割り当てるかは、会社に決定権がある⁶。割り当てる募集株式の数は、払込期日または払込期間の初日の前日までに申込者に通知する（204Ⅲ）。

割当てを受けた申込者は、割当てを受けた募集株式の数につき、株式引受人となる（205①）。

5 出資の履行

募集株式の引受人は、払込期日または払込期間中に銀行等の払込取扱場所において募集株式の払込金額の全額を払い込む必要がある⁷（208Ⅰ）。現物出資の場合も同期日・期間中に給付を完了させる必要がある⁸（208Ⅱ）。払込は、会社に対する債権をもって相殺することによって充当させることはできない⁹（208Ⅲ）。募集株式の引受人が出資の履行をしないときは、当然にその権利を失う¹⁰（208Ⅳ）。

株主となるのは、払込期日を定めたときは、その払込期日の日であり、払込期間を定めたときは、出資の履行をした日である（209）。

6 有価証券届出書の効力との関係

の払込をすべき時は払込の取り扱いの場所、iv 発行可能株式総数、v 発行する株式の内容が取得請求権付株式、取得条項付株式または譲渡制限株式の場合は、その内容、vi 発行する株式が種類株式の場合はその内容または要綱、vii 単元株式数、viii 株主名簿管理人の名称、住所、営業所、等を通知しなければならない（203Ⅰ、施行規則 40）。

⁶ これを、割当て自由の原則という。ただし、実務では申込みの段階で同時に申込証拠金を払い込ませ、募集株式数に達した段階で申し込みを打ち切ることをしているといわれる。

⁷ ただし、前掲注 6 記載のように、申込み段階で申込証拠金が払い込まれている場合は、これを募集株式の払込みに充当することになる。

⁸ 現物出資の規律は別途述べる。

⁹ 資本充実の原則の一つの表れである。ただし、現物出資の方法で会社に対する債権をもって給付することは不可能ではない。この点も別途述べる。

¹⁰ 打ち切り発行という。

募集株式の発行が有価証券の募集・売出しに該当する場合、有価証券届出書の届出がその効力を生じていないと、有価証券を取得させ、あるいは売り付けることができない（金商法 15 I）。

届出の効力が生じるのは、有価証券届出書提出から 15 日経過した日であり（金商法 8 I）、また、募集株式の発行において、取得・売り付けに該当するのは、株式引受人が株主となる日¹¹であるから、有価証券届出書の提出は、払込期日または払込期間の初日より 15 日以上前に提出する必要があることになる。

また、訂正届出書を提出した場合は、届出の効力が生じるのがさらに遅れることになる（金商法 8 II、同法 9 III）ので、注意が必要となる。

¹¹ すでに述べたように、払込期日が株主となる日であり、また、払込期間を定めたときはその初日から株主となりうる。